

# 特定健康診査等実施計画

< 第四期 >

【対象期間：令和6年度から令和11年度】

オオゼキ健康保険組合

## 1. 背景

我が国の急速な高齢化が進む中、疾病に占める虚血性疾患、脳血管疾患、糖尿病など生活習慣病の割合が増加している。死因においても生活習慣病がによるものが約6割を占めている。

糖尿病等の生活習慣病は、早い時期から生活習慣を改善することで、予防・重症化を防げると考えられている。糖尿病等の生活習慣病の発症には内臓脂肪の蓄積が関与しており、重症化を防ぐ目的として、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」を実施している。また、生活習慣を見直す手段として、「特定保健指導」を提供し該当者の行動変容につなげている。

今般、令和6年度より「第4期特定健康診査実施計画」を策定にあたり当健康保険組合が取り組む概要について以降に記すものである。

## 2. 当健康組合の現状

当健康保険組合は、スーパーマーケットを運営する株式会社オオゼキを母体企業とし、2011年4月1日に単一健保としてオオゼキ健康保険組合を立ち上げた。すでに12年が経過しようとしている。

当健康保険組合に加入している被保険者数は1,900人、被扶養者は1,000人弱を数える。被保険者の平均年齢は37.54歳、男女の構成比は69：31となっている。また、被扶養者の平均年齢は20.42歳と若く、約8割を子供が占め、残り2割が配偶者である。

健康診断については、40歳以上の被保険者及び被扶養者については健保組合の実施する人間ドックを受診する。

また、30歳から40歳未満の被扶養配偶者においては配偶者健診を実施している。

40歳未満の被保険者については事業主の実施する一般健診及び生活習慣病健診を受診する。

## 3. 特定健康診査等の実施における基本的な考え方

### (1) 特定健康診査等の基本的な考え方

特定健康診査は内臓脂肪型肥満に着目した健診であり、内臓脂肪に起因する生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍を減少させることを目的とする。

### (2) 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

- ・ 事業主と当健康保険組合は共同で健康診断の運用を行う。
- ・ 健診費用については、労働安全衛生法に規定の項目（法定健診項目）は事業主が負担する。
- ・ 健康保険組合は事業主へ健診データを提供する。
- ・ 保健指導については当健康保険組合にて委託業者と契約し実施する。

### (3) 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる者を対象に保健師や管理栄養士などによるサポートを継続していく。

## 特定健康診査等実施計画

### 4. 達成しようとする目標

#### (1) 特定健康診査の実施に係る目標値

2029年度の最終目標値は90%とする。（基本指針の目標に則す）

最終目標を達成するための2024年度から6年間の実施率は以下に定める。

#### 目標実施率

区分	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
被保険者	97%	97%	97%	97%	97%	97%
被扶養者	60%	61%	62%	62%	63%	63%
被保険者＋被扶養者	90%	90%	90%	90%	91%	91%

#### (2) 特定保健指導の実施に係る目標

2029年度の最終目標値は60%とする。（基本指針の目標に則す）

#### 目標実施率

##### 【被保険者＋被扶養者】

区分	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
40歳以上受診者数 (特定健診の想定実施者数)	954人	956人	958人	958人	960人	960人
特定保健指導対象者数(推計)	185人	185人	185人	185人	185人	185人
保健指導実施目標	65%	65%	65%	65%	65%	65%
実施者数	121人	121人	121人	121人	121人	121人

5. 特定健康診査等の対象者数

単一健保の目標 特定健診 90%  
保健指導 60%

(1) 特定健康診査の対象者

< 被保険者 >

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
被保険者数						
40歳以上対象者	860	860	860	860	860	860
目標実施率 (%)	97%	97%	97%	97%	97%	97%
目標実施者数	834	834	834	834	834	834

< 被扶養者 >

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
被扶養者数						
40歳以上対象者	200	200	200	200	200	200
目標実施率 (%)	60%	61%	62%	62%	63%	63%
目標実施者数	120	122	124	124	126	126

合計< 被保険者 + 被扶養者 >

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
被保険者数+被扶養者数						
40歳以上対象者	1060	1060	1060	1060	1060	1060
目標実施率 (%)	90%	90%	90%	90%	91%	91%
目標実施者数	954	956	958	958	960	960

(2) 特定保健指導の対象者数

< 被保険者 + 被扶養者 >

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
40歳以上受診者数 (特定健診の想定実施者数)	954	956	958	958	960	960
動機付け支援対象者	101	101	101	101	101	101
実施率(%)	70%	70%	70%	70%	70%	70%
実施者数	71	71	71	71	71	71
積極的支援対象者	84	84	84	84	84	84
実施率(%)	60%	60%	60%	60%	60%	60%
実施者数	50	50	50	50	50	50
保健指導対象者計	185	185	185	185	185	185
目標実施率 (%)	65%	65%	65%	65%	65%	65%
実施者数	121	121	121	121	121	121

## 6. 特定健康診査等の実施方法

### (1) 実施場所

特定健康診査は、対象者の居住地に近い場所や随時受診可能な契約医療機関において、人間ドックに包含して実施する。

特定保健指導については、委託先（代行機関）を通じて提供する数種類の保健指導コースを選択の上実施する。直接面談またはICTを活用する。

### (2) 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載の健診項目とする。

### (3) 実施時期

実施時期は、特定健康診査を毎年度4月から10月に実施するものとし、保健指導は通年とする。

### (4) 委託の有無

#### ①特定健康診査

基本的に、契約医療機関を利用する。

#### ②特定保健指導

代行機関を通して提供される「保健指導コース」に応じた保健指導機関に委託する。

※ ①②ともに、「平成25年厚生労働省告示第92号 第1、第2」に定められた外部委託に関する基準に基づき委託する。

### (5) 受診方法

原則、対象者が自身で受診申込を行い受診する。

申込は、当健康保険組合のホームページを通じて行う。

受診における窓口負担は、別途定める「健康診査等補助金支給規程」の補助額を超過した場合に、一部負担となる。また、実施項目以外を受診した場合についても、その費用は、個人負担となる。

### (6) 周知・案内

特定健康診査等の実施に関する案内は、当健康保険組合のホームページ及び機関誌に掲載して周知を図るほか、対象者本人宛に実施詳細を案内する。

### (7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約医療機関から代行機関を通じて電子データ及び紙媒体を月単位で受領し、当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に電子データで受領するものとする。なお、データの保存期限は5年とする。

### (8) 特定保健指導対象者の抽出・実施

特定健康診査の結果より、「標準的な健診・保健指導プログラム」に則り階層化して保健指導対象者を抽出する。基本的には対象となった者へ特定保健指導を実施する。

重点化として、指導効果が望める比較的年齢の若い層に対して重点的に勧奨する。

また、前年度からの支援レベルが悪化している者、これまでに保健指導対象者でありながら受けてこなかった者、質問票の内容から生活習慣改善の必要性が高いと認められる者について保健指導への参加を促し生活習慣の改善に努めるよう指導する。

## 7. 個人情報の保護

保険者における個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づくガイドライン等（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）が定められており、保険者では、このガイドラインにしたがって定めている個人情報保護に関する規程を踏まえ、特定健診・特定保健指導のデータの保存・管理体制を確保している。

内容としては、委託する場合の遵守事項の設定、データ授受におけるルール付け、電子データ管理に対応したセキュリティポリシーが挙げられる。

当健康保険組合においても、上記ガイドライン等に基づき「情報セキュリティー基本方針」「個人情報保護管理規程」を遵守する。

## 8. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、当健康保険組合ホームページに掲載し周知する。

## 9. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、達成状況の点検・評価の結果を活用し、第4期の中間評価を2026年度中に行い、後半3か年の実施人数、実施方法、目標値の見直し・検討を行う。

なお、目標と大きくかけ離れた場合は中間評価を待つことなく、随時見直すこととする。

## 10. その他

### 【事業主との連携】

特定健診・特定保健指導を円滑に実施し、実施率向上を図るため、事業主との連携・協力体制を維持する。

- ・ 特定健康診査該当者への受診勧奨
- ・ 特定保健指導該当者への保健指導参加勧奨
- ・ 就業上の配慮（事業所でのICTによる特定保健指導の実施）  
勤務時間中に一時的に離席して指導を受けることを認める